

内閣府国民保護計画

平成17年10月28日

(最終改正：平成28年3月29日)

内閣府国民保護計画

総論

第1節 計画の目的

- この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、内閣府本府の所掌事務に関し次に掲げる事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。
 - ・ 国民保護措置を実施するための体制の整備に関する事項
 - ・ 国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項
 - ・ 国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
 - ・ 上記に掲げるもののほか、国民保護措置の実施に関し必要な事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

第2節 国民保護措置に関する基本方針

- 内閣府本府は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、その所掌事務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期する。この場合において、次の点に留意する。

1 基本的人権の尊重

- 内閣府本府は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

- 内閣府本府は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に関する不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理する。

3 国民に対する情報提供

- 内閣府本府は、本府の所掌に係る国民保護措置の実施状況等について、記者発表やインターネット等により、正確な情報を適時適切に提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

- 内閣府本府は、他の指定行政機関、地方公共団体（沖縄総合事務局にあつ

ては、沖縄県及び沖縄県内の市町村)等と平素から相互の連携体制等の整備を図る。

- 内閣府本府は、都道府県知事から内閣府本府の国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずるものとする。

5 高齢者、障害者等への配慮

- 内閣府本府は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

6 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

- 内閣府本府は、国民保護措置の実施に当たっては、国民保護措置に従事する職員等の安全の確保に配慮する。

第3節 防災基本計画及び内閣府防災業務計画との関係

- この計画に定めるもののほか、国民保護法第105条第7項第1号に定める武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、防災基本計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第8号に規定する防災基本計画をいう。）原子力災害対策編及び内閣府防災業務計画（平成13年6月4日内閣総理大臣決定）の定め例により行うものとする。

第4節 計画の適切な見直し

- 内閣府本府は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとし、変更に当たっては、関係する指定行政機関の意見を聴くなど広く関係者の意見を求めるよう努める。

第1章 実施体制の確立

第1節 組織・体制等の整備

1 内閣府本府における体制の整備

- (1) 内閣府本府の所掌する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための常設の連絡調整組織として、内閣府本府国民保護連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- (2) 連絡会議は、次に掲げる事項に関し、内閣府本府内における必要な連絡調整を行う。
 - ① 緊急時のための連絡網の作成その他の内閣府本府内の連絡体制及び参集体制の整備
 - ② 国、都道府県、指定公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
 - ③ 内閣府本府国民保護対策本部が設置された場合の内閣府本府各部局の事務分掌の整備
 - ④ この計画に定める事項のうち、平素における措置の総合的な推進
 - ⑤ この計画の見直し
 - ⑥ 平素における関係機関との連携
 - ⑦ その他必要な事項
- (3) 連絡会議の組織等については、事務次官が別途定める。
- (4) 連絡会議の庶務は、大臣官房総務課において処理する。

2 沖縄総合事務局における体制の整備

- 沖縄総合事務局総務部は、1（2）に掲げる事項（①及び③を除く。）に関し、沖縄総合事務局内における必要な連絡調整、緊急時のための沖縄総合事務局内の連絡体制及び参集体制の整備並びに沖縄総合事務局国民保護対策本部が設置された場合の沖縄総合事務局各部の事務分掌の整備を行う。

3 内閣府本府における連絡体制及び参集体制の整備

- 連絡会議は、別に定める基準により、連絡要員及び参集要員を指名する。
- 連絡要員又は参集要員に指名された者は、携帯電話を携帯すること等により常時連絡が取れるようにする。
- 参集要員は、武力攻撃事態等において、即時に参集することができるよう、平常時から、内閣府本府への複数の交通手段を確認しておく。
- 人事異動等により、連絡要員又は参集要員に変更がある場合には、前任者は後任者に適切に引継ぎを行うとともに、連絡会議に報告する。
- 大臣官房厚生管理官は、参集要員の宿舍を内閣府近傍に確保するよう努める。
- 職員の参集基準については、別に定める。

4 原子力防災専門官（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第30条第1項の原子力防災専門官をいう。以下同じ。）の対応に係る連絡体制及び参集体制の整備等

（1）原子力防災専門官の事務

- 緊急時のための連絡網の作成等の連絡体制及び参集体制の整備
- 原子力事業者、都道府県、指定地方公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
- 平素における措置の推進（原子力事業者、地方公共団体との平素からの調整等）
- 内閣府本府国民保護対策本部が設置された場合の事務分掌の整備
- 原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言
- この計画の見直しに伴う業務内容等の見直し
- その他国民保護措置の的確な実施に必要な事務

（2）原子力防災専門官と関係機関との連携

- 内閣府本府は、地方公共団体の原子力防災に対する指導、助言及び緊急時における現地の情報の収集・連絡等の初期対応を行うため、原子力防災専門官を設置し、平素から原子力規制委員会、地方公共団体や原子力事業者との連携を図る。

5 沖縄総合事務局における連絡体制及び参集体制の整備

- 沖縄総合事務局長は、沖縄総合事務局長が別に定める基準により、連絡要員及び参集要員を指名する。
- 連絡要員又は参集要員に指名された者は、携帯電話を携帯すること等により、常時連絡が取れるようにする。
- 参集要員は、武力攻撃事態等において、即時に参集することができるよう、平常時から、沖縄総合事務局本局又は事務所への複数の交通手段を確認しておく。
- 人事異動等により、連絡要員又は参集要員に変更がある場合には、前任者は後任者に適切に引継ぎを行うとともに、総務部に報告する。
- 総務部、農林水産部及び開発建設部は、参集要員の宿舎を沖縄総合事務局本局又は事務所の近傍に確保するよう努める。
- 職員の参集基準については、沖縄総合事務局長が別に定める。

6 国民の保護のための措置の実施機能等の確保

- 内閣府本府は、武力攻撃事態等において、内閣府本府がその対処の機能を果たし得るよう、以下の措置を講じる。
 - ・ 庁舎の安全性の確保、非常用発電機及び燃料等の確保に努める。
 - ・ 武力攻撃事態等における利用に供するため、食糧、飲料水等の備蓄等に努める。

- 内閣府本府各部局は、武力攻撃事態等における行政機能の停止又は低下を最小限にとどめるため、職員の出勤及び配置の基準並びに業務処理手順の策定等必要な措置を講じておく。
- 大臣官房企画調整課情報システム室及び沖縄総合事務局各部は、武力攻撃事態等の発生の際、情報処理システム等の整備、維持、復旧等により、運用の確保が図られるよう必要な措置を講ずる。

7 国民の保護のための措置に関する職員の研修等

- 連絡会議及び沖縄総合事務局総務部は、関係職員に対して、国民保護措置に関して必要な以下に例示する知識等の周知徹底を図る。
 - ・ 国民保護法その他の関係法令の概要
 - ・ 内閣府国民保護計画及び措置実施マニュアルの概要
 - ・ 武力攻撃事態等における連絡体制及び参集体制

8 避難施設の指定、避難施設のデータベースの整備

- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁と連携し、対策本部長（第1章第2節1（1）に定める対策本部の長をいう。以下同じ。）が行う避難措置の指示及び都道府県知事が行う避難の指示が的確かつ迅速に実施できるよう、また、避難施設を事態に応じて適切に活用できるよう、避難施設について把握しておくべき標準的な項目を定め、都道府県に示すものとする。
- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁と連携し、都道府県から報告された避難施設に係る情報を取りまとめ、データベース化を図るよう努めるものとする。

9 国民の保護のための措置に関する訓練

- 連絡会議及び沖縄総合事務局は、次に掲げる事項を内容とする実践的な訓練を適時行う。その際、他の指定行政機関等との共同訓練に努めるとともに、防災訓練との有機的な連携に配慮する。
 - ・ 警報の通知・伝達訓練
 - ・ 非常参集訓練
 - ・ 国民保護対策本部設置運営訓練
 - ・ その他国民保護措置の実施のために必要と認める訓練
- 上記訓練を実施した際には、連絡会議及び沖縄総合事務局は、訓練についての事後評価を行う。
- 内閣府は、地方公共団体と共同して訓練を行う場合には、訓練を実施する場所の地方公共団体の理解を得ながら、都道府県の区域を越える広域的な避難訓練等を実施するよう努めるものとする。
- 国民保護措置と防災のための措置との間で共通する収容施設の運営、避難住民等への炊き出し等の訓練については、これらを実施する際に相互に応用できることを示して、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機

的に連携させるよう配慮するものとする。

第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1 内閣府本府国民保護対策本部の設置

- (1) 武力攻撃事態等において、政府に事態対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、内閣総理大臣は、直ちに、内閣府本府に内閣府本府国民保護対策本部（以下「本府対策本部」という。）を設置する。
- (2) 本府対策本部は、次の業務を行う。
 - ・ 国民保護措置の実施に関する内閣府本府における総括及び総合調整
 - ・ 対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
 - ・ 対策本部、関係省庁等から収集した情報の内閣府本府関係部局への提供
 - ・ 内閣府本府関係部局からの被災情報等に関する情報の取りまとめ
 - ・ 国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等、広報活動の総括
 - ・ その他、国民保護措置の実施に関し必要な業務
- (3) 本府対策本部の組織等については、内閣総理大臣が別途定める。
- (4) 本府対策本部に関する庶務は、大臣官房総務課において処理する。
- (5) 内閣総理大臣は、本府対策本部において指揮をとる者をあらかじめ定め、併せて、その者が指揮をとることができない場合の代行順を定めておくものとする。
- (6) 本府対策本部を設置した場合には、本府対策本部は、直ちに対策本部、関係省庁、地方公共団体等に本府対策本部の連絡窓口等を通知する。

2 沖縄総合事務局国民保護対策本部の設置

- (1) 沖縄総合事務局長は、沖縄県の区域において武力攻撃事態等が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、沖縄総合事務局に沖縄総合事務局長を長とする沖縄総合事務局国民保護対策本部（以下「沖縄総合事務局対策本部」という。）を設置し、事態の迅速な把握及び応急対策の実施について万全の措置を講ずる。
- (2) 沖縄総合事務局対策本部の組織その他必要な事項は、沖縄総合事務局長が別途定める。
- (3) 沖縄総合事務局長等に事故のあるときは、沖縄総合事務局長があらかじめ指定する順により、沖縄総合事務局対策本部の指揮をとる。
- (4) 沖縄総合事務局対策本部を設置した場合には、沖縄総合事務局対策本部は、直ちに本府対策本部、関係省庁、沖縄県、沖縄県内の市町村その他関係機関に沖縄総合事務局対策本部の連絡窓口等を通知する。
- (5) 沖縄総合事務局対策本部を廃止した場合には、沖縄総合事務局は、直ちに本府対策本部又は大臣官房総務課に連絡する。

3 職員の派遣

- (1) 武力攻撃災害が発生した場合には、本府対策本部長又は沖縄総合事務局対策本部長は、状況に応じ、内閣府本府の職員（沖縄総合事務局対策本部長にあっては、沖縄総合事務局の職員に限る。以下この項において同じ。）を被災地に派遣し、情報収集、被災都道府県・市町村との連絡調整等を行わせることができる。
- (2) 国民保護法第29条第3項の規定により都道府県対策本部長から職員の派遣の求めがあったときは、速やかに本府対策本部長又は沖縄総合事務局対策本部長の指名する職員を派遣する。
- (3) 国民保護法第151条第1項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要請があったとき又は第152条第1項の規定による職員の派遣のあっせんがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、本府対策本部長又は沖縄総合事務局対策本部長は、適任と認める職員を派遣する。
- (4) 内閣総理大臣又は沖縄総合事務局長は、それぞれ本府対策本部長又は沖縄総合事務局対策本部長の職員の派遣に係る権限を、あらかじめ委任することができる。

4 特殊標章等の交付等

- 内閣総理大臣又は沖縄総合事務局長は、別に定める要綱により、内閣府本府又は沖縄総合事務局の職員で国民保護措置に係る職務を行う者等に対し、特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させる。

5 国民に対する情報提供

- 本府対策本部が設置された場合、同対策本部は、速やかに記者発表を行う。
- 本府対策本部は、内閣府本府の所掌に係る国民保護措置の実施状況等について、記者発表、インターネット等により、正確な情報を適時適切に提供する。
- 沖縄総合事務局対策本部が設置された場合、同対策本部は、速やかに記者発表を行う。
- 沖縄総合事務局対策本部は、沖縄総合事務局の所掌に係る国民保護措置の実施状況等について、記者発表、インターネット等により、正確な情報を適時適切に提供する。

第2章 内閣府本府が実施する国民の保護のための措置に関する事項

第1節 住民の避難に関する措置

1 警報の通知等

(1) 情報収集及び分析等

- 本府対策本部は、武力攻撃事態等において、各部局を通じて武力攻撃の兆候等に係る情報収集及び分析に努めるとともに、これらの情報を入手したときは、直ちに対策本部に報告する。

(2) 警報の通知

- 本府対策本部長は、国民保護法第45条第1項の規定により対策本部長から警報の通知を受けたときは、直ちに、別に定めるところにより、内閣府本府関係部局に通知及び伝達する。
- 警報の通知を受けた内閣府本府関係部局は、それぞれあらかじめ定めるところにより、関係機関、所管施設等に通知する。

2 避難措置の指示の通知

- 1(2)の規定は、本府対策本部長が国民保護法第52条第4項の規定により対策本部長から避難措置の指示の通知を受けた場合に準用する。

3 警報等の解除

- 1(2)及び2の規定は、対策本部長が警報及び避難措置の解除をした場合に準用する。

4 安否情報の収集に対する協力

- 内閣府本府は、安否情報を入手した場合には、速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努める。

5 避難住民等の救援の実施に関する助言等

- 内閣府は、対策本部長より都道府県知事又は指定都市の長に対して救援の指示があった場合は、適切な救援が実施されるよう、都道府県又は指定都市と連携を図り、必要に応じて助言を行うものとする。
- 内閣総理大臣は、救援に関し、都道府県相互の応援要求等に基づく応援が行われない場合等必要と認める場合には、他の都道府県知事に対し、救援の実施について応援を行うよう指示するものとする。

6 義援金の受け入れ

- 政策統括官（防災担当）は、義援金の募集・配分に関し、都道府県、市町村及び支援関係団体に対して必要な助言等を行う。

7 沖縄県の住民の避難に関する措置

- 沖縄県の住民の避難については、沖縄本島や本土から遠距離にある離島における避難の適切な実施のための体制作りなど、国が特段の配慮をすることが必要であることに留意する。

(1) 平素の備え

- 沖縄総合事務局は、平素から沖縄県の住民の避難に関し、次のことに努める。
 - ・ 各部は、所管する大規模集客施設等の施設管理者に対して、警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うために必要な措置及び訓練の実施に努めるよう要請する。
 - ・ 運輸部は、緊急物資の運送に備え、運送事業者である指定公共機関の連絡先を把握するなど緊急物資の運送の求めを円滑に実施できるよう必要な体制を整備する。
 - ・ 運輸部は、地方公共団体が運送事業者である指定公共機関の輸送力を把握するに当たっては、必要に応じ、自ら収集した指定公共機関の輸送力などの情報を提供するなどの支援を行う。
 - ・ 運輸部は、地方公共団体が運送事業者である指定公共機関と協定の締結等を行うに当たっては、必要に応じ、連絡調整などの支援を行う。
 - ・ 開発建設部は、武力攻撃事態等において、沖縄県警察と連携して、道路利用者に対し、道路の通行禁止措置等に関する情報を積極的に提供できるよう、必要な体制を整備する。
 - ・ その他、各部（総務部を除く。）は、それぞれの部の所掌事務を所管する省が策定する「国民保護計画」に基づき、必要な措置を講ずる。

(2) 武力攻撃事態等における対応

- 沖縄総合事務局は、武力攻撃事態等においては、次のことに努める。
 - ・ 各部は、沖縄県知事から支援を求められた場合には、救援に係る物資の供給、物資の入手可能経路等の情報提供、専門知識を有する職員の派遣、所管事業者に対する協力の依頼等の必要な支援を行う。
 - ・ 開発建設部は、通行禁止措置等の必要な措置を講じ、沖縄県警察と連携して直ちに住民等に周知徹底を図るための必要な支援を行う。
 - ・ 運輸部は、地方公共団体の長から避難住民の運送及び緊急物資の運送の求めを行うに当たっての支援の要請を受けた場合には、必要に応じ、運送事業者である指定公共機関との連絡調整等の支援を行う。
 - ・ 運輸部は、避難住民の運送及び緊急物資の運送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許認可の手續の簡素化・迅速化等の法令の弾力的な運用を図る。
 - ・ 運輸部は、離島の住民を島外に避難させる必要が生じた場合においては、輸送手段が航空機及び船舶に限られることから、所管する船舶の使用状況を調査し、地方公共団体の長が運送の求めを行う際の運送事

業者との連絡調整が円滑に行われるよう必要な支援を行うとともに、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を円滑に実施するよう要請する。また、運輸部は、沖縄県と連携協力して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、沖縄関連航路に係る船舶の優先的な確保を依頼することにより、避難に必要な船舶の確保に努め、開発建設部は、避難に必要な港湾施設の確保に努める。

- ・ 運輸部は、医師、看護師、助産師等で構成する救護班の緊急輸送又は広域後方医療施設への傷病者の搬送について、地方公共団体の長からの依頼があった場合には、運送事業者との連絡調整を行う等、輸送手段の優先的確保に配慮する。
 - ・ その他、各部（総務部を除く。）は、それぞれの部の所掌事務を所管する省が策定する「国民保護計画」に基づき、必要な措置を講ずる。
- 沖縄県の地理的条件等から、航空又は海上により県外へ避難することが適当な場合が生ずることも考えられるが、その場合には、政策統括官（防災担当）は関係省庁と連携しつつ、沖縄県と協力して、適切な避難先地域の選定等避難住民の受入体制を適切に整えるものとする。

8 自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難に関する措置

- 自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、政策統括官（防災担当）は、避難施設、避難経路について、関係省庁及び地方公共団体と平素から密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において地方公共団体が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、必要な調整を行うものとする。

第2節 武力攻撃災害への対処に関する措置

1 武力攻撃原子力災害への対処

内閣府特命担当大臣（原子力防災担当）、原子力防災を担当する副大臣及び大臣政務官並びに政策統括官（原子力防災担当）が行う武力攻撃原子力災害への対処については、本計画の他の規定にかかわらず、本項の規定に基づき措置を実施する。

(1) 武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に関する基本方針

① 関係機関との連携

武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に当たっては、事態対策本部等と緊密な連携を確保するほか、平素から、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関等との連携体制の整備に努めるものとする。また、都道府県知事その他の執行機関から、武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に関し要請があったときは、その要請の趣旨を尊重し、必要があると認めるときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

② 国民に対する適時適切な情報提供

武力攻撃事態等においては、新聞、放送、インターネット等の広報手段を活用して、政策統括官（原子力防災担当）が実施する武力攻撃原子力災害への対応措置の実施状況等について、正確な情報を適時適切に提供するものとする。

③ 武力攻撃原子力災害への対応措置を実施する者の安全の確保

武力攻撃原子力災害の特殊性に鑑み、武力攻撃原子力災害への対応措置については、これを実施する原子力事業者等の安全確保に最大限配慮するものとする。また、職員は、安全が確保されている中で武力攻撃原子力災害への対応措置を行うものとする。

(2) 武力攻撃原子力災害時の組織・体制等の整備

① 原子力規制委員会・内閣府原子力防災担当武力攻撃原子力災害対策本部
(ア) 原子力規制委員会・内閣府原子力防災担当武力攻撃原子力災害対策本部の設置

次に掲げるときは、原子力規制委員会・内閣府原子力防災担当武力攻撃原子力災害対策本部（以下「武力攻撃原子力災害対策本部」という。）を設置する。

- ・ 原子力規制委員会が、国民保護法第105条第1項の規定により原子力防災管理者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第9条第1項の原子力防災管理者をいう。以下同じ。）から武力攻撃に伴い放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがある旨の通報を受けたとき
- ・ 原子力規制委員会が、国民保護法第105条第3項の規定により都道府県知事、市町村長及び関係隣接都道府県知事から同条第1項に規定する事実があると認めた旨の通報を受けたとき
- ・ 国民保護法第105条第1項に規定する事実があると認めるとき

(イ) 武力攻撃原子力災害対策本部の組織及び運営

武力攻撃原子力災害対策本部の組織及び運営に関する事項については、原子力災害対策マニュアル（平成24年10月19日原子力防災会議幹事会決定）、内閣府防災業務計画、原子力規制委員会防災業務計画（平成24年9月19日原子力規制委員会決定）等の原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部に関する定めに準じるものとする。

(ウ) 武力攻撃原子力災害対策本部の事務

武力攻撃原子力災害対策本部は、次に掲げる事務を行う。

- ・ 国民保護対策本部その他の関係機関等との連絡・調整に関すること。
- ・ 武力攻撃原子力災害に関する情報の収集・分析に関すること。
- ・ 武力攻撃原子力災害に係る原子力事業所の管理者に対する指示、指導及び助言に関すること。
- ・ 武力攻撃原子力災害に係る被害の拡大防止策及び応急・復旧対策に関すること。

(エ) 武力攻撃原子力災害対策本部の廃止

武力攻撃原子力災害対策本部の長は、武力攻撃原子力災害に関する被害の拡大防止策及び応急・復旧対策を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに武力攻撃原子力災害対策本部を廃止する。

② 原子力規制委員会・内閣府原子力防災担当武力攻撃原子力災害現地対策本部

(ア) 原子力規制委員会・内閣府原子力防災担当武力攻撃原子力災害現地対策本部の設置

武力攻撃原子力災害に係る武力攻撃事態等現地対策本部が設置されたときは、当該武力攻撃原子力災害に係る原子力事業所の所在地における緊急事態応急対策等拠点施設（原子力防災の拠点となる施設として原子力事業所ごとにあらかじめ指定した施設をいう。以下同じ。）又はその代替施設に、原子力規制委員会・内閣府原子力防災担当武力攻撃原子力災害現地対策本部（以下「武力攻撃現地対策本部」という。）を設置する。ただし、当該武力攻撃原子力災害に係る原子力事業所に係る緊急事態応急対策等拠点施設が被災した場合その他必要があると認めるときは、国民保護対策本部との連携等を考慮の上、当該武力攻撃原子力災害に係る原子力事業所の周辺地域又は他の地域に武力攻撃現地対策本部を設置する。

(イ) 武力攻撃現地対策本部の組織及び運営

武力攻撃現地対策本部の組織及び運営に関する事項については、原子力災害対策マニュアル、内閣府防災業務計画、原子力防災業務計画等の原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部に関する定めに従うものとする。

(ウ) 武力攻撃現地対策本部の事務

武力攻撃現地対策本部は、次に掲げる事務を行う。

- ・ 関係機関等との連絡・調整に関すること。
- ・ 武力攻撃原子力災害に関する情報の収集・分析に関すること。
- ・ 武力攻撃原子力災害に係る原子力事業所の管理者に対する指示、指導及び助言に関すること。
- ・ その他武力攻撃原子力災害の拡大防止策及び応急・復旧対策に関すること。

(エ) 武力攻撃現地対策本部の廃止

武力攻撃現地対策本部の長は、武力攻撃原子力災害の拡大防止策及び応急・復旧対策を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに武力攻撃現地対策本部を廃止する。

③ 連絡体制及び参集体制の整備

(ア) 情報の収集・連絡体制の整備

政策統括官（原子力防災担当）は、原子力規制委員会と協力し、緊急時に地方公共団体、原子力事業所その他関係機関との連絡を円滑に行うため、専用回線網等の維持・整備を行う。

(イ) 参集体制の確立

武力攻撃原子力災害が発生した場合において、迅速かつ的確に初動体制を構築するための政策統括官（原子力防災担当）の職員の参集基準については、内閣府防災業務計画の定めに基づることとする。

④ 武力攻撃原子力災害への対応措置の実施機能の確保

(ア) 緊急事態応急対策等拠点施設の整備

- ・ 武力攻撃原子力災害に備え、あらかじめ緊急事態応急対策等拠点施設及びその代替施設を指定し、原子力事業所の立地地域における拠点とするとともに、平常時から訓練等に活用する。
- ・ 緊急事態応急対策等拠点施設においては、非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム等の非常用通信機器、緊急時対策支援システム（原子力施設から常時伝送されるプラントパラメータ情報を受け、原子力施設の状況を把握するためのシステムをいう。以下「ERS S」という。）等の応急対策の実施に必要な資料等を整備、維持及び管理する。

(イ) 現地派遣体制の整備

内閣府副大臣、大臣官房審議官等を武力攻撃現地対策本部に速やかに派遣できるよう、緊急輸送関係省庁と派遣要領についてあらかじめ定めておくこととする。

(3) 武力攻撃原子力災害への備え

① 原子力防災訓練の実施

- ・ 政策統括官（原子力防災担当）は、指定行政機関、地方公共団体、原子力事業者等が行う訓練に対して、必要に応じて人員の派遣等の支援を行うものとする。
- ・ 政策統括官（原子力防災担当）は、これらの実動訓練のほか、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練を実施し、現場における判断力及び緊急対処能力の向上を図る。

② 平素における国民等への情報提供

政策統括官（原子力防災担当）は、原子力規制委員会と協力し、武力攻撃原子力災害の特殊性に鑑み、原子力事業所周辺の住民に対して緊急時に混乱と動揺を起こすことなく、国、都道府県及び市町村の指示に従って秩序ある行動をとれるよう、平素から、周辺住民等に対して次に掲げる事項に関する情報の提供を行うものとする。

- ・ 放射性物質及び放射線の特性
- ・ 原子力事業所の概要
- ・ 原子力災害の内容とその特殊性
- ・ 武力攻撃原子力災害発生時における防災対策の内容

(4) 武力攻撃原子力災害への対応措置

① 応急対策

(ア) 現地への職員の派遣等

- ・ 政策統括官（原子力防災担当）は、武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある原子力事業所（以下「被災原子力事業所」という。）における武力攻撃災害の状況等を把握し、応急対策の迅速かつ的確な準備、事故原因の究明等に資するため、原則として、内閣府副大臣及び大臣官房審議官を緊急事態応急対策等拠点施設に派遣する。
 - ・ 政策統括官（原子力防災担当）は、国民保護法第29条第3項の規定による都道府県対策本部長の要請に基づき、適任と認める職員及び必要に応じあらかじめ選定した専門家を緊急事態応急対策等拠点施設に派遣する。なお、派遣に当たっては、必要に応じ、防衛省、警察庁、海上保安庁等関係省庁に輸送支援を要請する。
- (イ) 退避・避難、救急医療等応急対策
- ・ 武力攻撃原子力災害対策本部は、必要に応じ、事態対策本部に対し、放射性物質の放出後の一時移転等のための立退き、屋内退避の勧告、放射性物質の放出後の一時移転等の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染、飲食物の摂取制限その他の緊急事態応急対策に関する事項の実施に係る提案を行う。
 - ・ 武力攻撃原子力災害対策本部は、実施した緊急事態応急対策の実施状況について、適宜、事態対策本部長に報告する。また、必要に応じ、地方公共団体等関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 武力攻撃事態等における情報提供
- ・ 武力攻撃原子力災害対策本部は、武力攻撃事態等において、原子力事業所の周辺住民等に正確な情報提供を迅速にわかりやすい内容で行うことができるよう体制の整備に努めるものとする。なお、これらの情報の伝達に当たっては、高齢者等の災害弱者及び一時滞在者に十分配慮した対応を行うものとする。
 - ・ また、武力攻撃事態等において、武力攻撃原子力災害の発生している現地では様々な情報が錯綜することが予想されるため、武力攻撃現地対策本部において情報の集約・整理を行い、周辺住民、報道関係者等に対する的確な情報の提供に努めるものとする。
- ② 復旧対策
- ・ 武力攻撃原子力災害対策本部は、武力攻撃原子力災害が生じたときは、被災原子力事業所の状態の把握や応急対策の実施に努めるほか、事態の収束に向けて、汚染物質対策等の復旧対策が講じられるよう努めるものとする。
 - ・ また、避難措置の指示が解除されたときは、関係省庁と連携の下、被災原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるために必要な体制の整備、風評被害等の影響を軽減するための広報活動の展開等の災害復旧対策を講じるものとする。
 - ・ さらに、被災事業者への支援、防災関係物資の適正な価格による円滑

な供給の確保等の復旧対策を講ずるものとする。

2 原子力防災専門官の武力攻撃原子力災害への対処

- 原子力防災専門官は、国民保護法第105条第1項前段又は第3項の規定による通報があったときは、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地における国の責任者として、必要な情報の収集、地方公共団体の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行うものとする。

3 沖縄総合事務局における生活関連等施設の安全確保

- 沖縄総合事務局は、関係行政機関、地方公共団体及び指定公共機関と相互に連携協力し、自ら管理、所管する生活関連等施設の安全確保を図るため、次の措置を講ずる。その際、必要に応じ、沖縄県警察、消防機関等に対し助言、資機材の提供、職員の派遣等の支援を求める。
 - ・ 生活関連等施設について、巡回警備の強化など、速やかに安全確保措置を講ずる。安全確保措置を実施する場合には、必要な情報を随時十分に提供すること等により、当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮する。
 - ・ 危険が切迫などしているときは、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保措置を講ずるよう要請する。その際、当該施設の管理者に対して必要な情報を随時十分に提供すること等により、当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮する。
 - ・ 生活関連等施設に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該施設の管理者に対する指導、助言、資機材の提供、職員の派遣、関係機関への連絡など被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずる。
 - ・ 生活関連等施設の管理者から、安全の確保に関し支援の求めがあったときは、指導、助言、資機材の提供、職員の派遣など生活関連等施設の安全確保のため必要な支援を行うよう努める。
 - ・ その他、各部（総務部を除く。）は、それぞれの部の所掌事務を所管する省が策定する「国民保護計画」に基づき、必要な措置を講ずる。

第3節 国民の保護のための措置全般についての留意事項

- 内閣府本府各部局の長は、当該部局が所管する人員、施設、設備等に係る被害に関する情報、国民保護措置の実施状況その他の情報を収集・整理し、本府対策本部に報告する。
- 本府対策本部長は、本府対策本部が取りまとめた被災情報等を速やかに対策本部長に報告するものとする。

第4節 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格の安定等

- 沖縄総合事務局は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、生活関連物資等の製造業者、販売業者等に対する需給・価格動向等の調査及び監視並びに生活関連物資等の需給・価格動向等に関する情報を基に、必要に応じ、関係事業者団体等に対する供給の確保、買占め、売惜しみ及び便乗値上げの防止等の要請等を行う。

2 応急の復旧

- 沖縄総合事務局各部（総務部を除く。）は、武力攻撃災害が発生した場合、それぞれの部の所掌事務を所管する省が策定する「国民保護計画」に基づき、自ら所有又は管理する施設及び所管する生活関連等施設等について、安全の確保に配慮した上で、速やかに当該施設及び設備の緊急点検を実施し、被害の状況等を把握するとともに、必要な応急の復旧の措置を迅速に講ずる。

3 武力攻撃等に伴う汚染食料品への対応

- 食品安全委員会は、武力攻撃等による食料品の汚染又は汚染の恐れがある場合には、農林水産省、厚生労働省等と連携の上、直ちに情報を収集するとともに、国民に対する迅速かつ適切な情報の提供に努める。また、自らの判断又はリスク管理機関からの要請により食品健康影響評価を行う等、食品の安全性の確保のために必要な対応を行う。

第5節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

- 内閣府本府は、武力攻撃災害が発生した場合、自ら所有又は管理する施設について、安全の確保に配慮した上で、速やかに当該施設及び設備の緊急点検を実施し、被害の状況等を把握するとともに、必要な応急の復旧の措置を迅速に講ずる。なお、沖縄総合事務局各部（総務部を除く。）は、自ら所有又は管理する生活関連等施設の応急の復旧に当たっては、それぞれの部の所掌事務を所管する省が策定する「国民保護計画」に基づき、必要な措置を講ずる。

第3章 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

1 内閣府本府緊急処理事態対策本部の設置

- (1) 政府に緊急処理事態対策本部が設置された場合には、内閣総理大臣は、直ちに、内閣府本府に内閣府本府緊急処理事態対策本部（以下「本府緊急処理事態対策本部」という。）を設置する。
- (2) 本府緊急処理事態対策本部は、次の業務を行う。
 - ・ 緊急対処保護措置の実施に関する内閣府本府内における総括及び総合調整
 - ・ 緊急処理事態対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
 - ・ 緊急処理事態対策本部、関係省庁等から収集した情報の内閣府本府関係部局への提供
 - ・ 内閣府本府関係部局からの被災情報等に関する情報の取りまとめ
 - ・ 緊急対処保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等、広報活動の総括
 - ・ その他緊急対処保護措置の実施に関し必要な業務
- (3) 本府緊急処理事態対策本部の組織等については、内閣総理大臣が別途定める。
- (4) 本府緊急処理事態対策本部の庶務は、大臣官房総務課において処理する。
- (5) 内閣総理大臣は、本府緊急処理事態対策本部において指揮をとる者をあらかじめ定め、併せて、その者が指揮をとることができない場合の代行順を定めておくものとする。

2 沖縄総合事務局緊急処理事態対策本部の設置

- (1) 沖縄総合事務局長は、沖縄県の区域において緊急処理事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、沖縄総合事務局に沖縄総合事務局長を長とする沖縄総合事務局緊急処理事態対策本部を設置し、事態の迅速な把握及び応急対策の実施について万全の措置を講ずる。
- (2) 沖縄総合事務局緊急処理事態対策本部の組織その他必要な事項は、沖縄総合事務局長が別途定める。
- (3) 沖縄総合事務局長等に事故のあるときは、沖縄総合事務局長があらかじめ指定する順により、沖縄総合事務局緊急処理事態対策本部の指揮をとる。

3 緊急対処保護措置の実施等

- 緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、武力攻撃原子力災害に対する措置を含め、第1章及び第2章の定めに基づいて適宜行うことにする。この場合、緊急処理事態において、国民保護法第183条において準用する同法第45条第1項の規定により緊急処理事態

対策本部長から警報の通知を受けたときは、本府緊急対処事態対策本部及び沖縄総合事務局緊急対処事態対策本部は、緊急対処事態対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、関係指定公共機関その他の関係機関及び所管施設等に通知及び伝達するものとする。また、警報の解除が行われたときも同様とする。